

## 全訂六版の刊行にあたって

今回の改訂にあたっては、以下の法改正等により、内容の改訂を行っている。

- ① 民法の債権関係の分野についての「民法の一部を改正する法律」（平成29年法律第44号）および「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成29年法律第45号）が公布され、令和2年4月1日から施行された。
- ② 成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とする平成30年法律第59号の「民法の一部を改正する法律」が、令和4年4月1日から施行された。
- ③ 建築基準法等の改正（平成29年法律第26号（田園住居地域の創設）、平成30年法律第67号（接道義務の規定の改正等）、令和元年法律第67号、令和2年法律第43号、令和4年法律第69号等）がなされた。
- ④ 「民法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第24号）により、共有制度の見直し、財産管理制度の見直し等の改正がなされ、それに伴い、(1)共有に関する事件（㉠共有物の管理に係る決定（非訟85条）、㉡所在等不明共有者の持分の取得（非訟87条）、㉢所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与（非訟88条））、(2)土地等の管理に関する事件（㉠所有者不明土地管理命令および所有者不明建物管理命令（非訟90条）、㉡管理不全土地管理命令および管理不全建物管理命令（非訟91条））の民事非訟事件が定められた（令和5年4月1日施行）。
- ⑤ 「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和3年法律第37号）により、借地借家法上の一般定期借地権の設定や定期建物賃借権の契約手続等の電子化、被災地借地借家法上の被災地短期賃借権の設定手続の電子化などの改正がなされ、令和4年5月18日から施行された。
- ⑥ 「民事訴訟法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第48号）が令和4年5月25日に公布され、住所、氏名等の秘匿制度の創設については令和5年2月20日から施行され、当事者双方がウェブ会議・電話会議を利

用して弁論準備手続の期日や和解の期日に参加することが可能となるしくみについては令和5年3月1日から施行され、ウェブ会議を利用して口頭弁論期日に参加することが可能となるしくみについては令和6年3月1日から施行され、人事訴訟・家事調停におけるウェブ会議を利用した離婚・離縁の和解・調停の成立等については公布から3年以内の政令で定める日から施行され、訴え提起等のオンライン提出、訴訟記録の電子化、法定審理期間訴訟制度の創設については公布から4年以内の政令で定める日から施行される。

- ⑦ 「空屋等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」（令和5年法律第50号）が令和5年12月13日から施行された。

本書では、上記の点に関する改訂のほか、今回の改訂の機会に、実務の動向や新たな文献等によって、内容の改訂も行っている。今回の改訂においても、借地非訟・民事非訟の実務に携わる者にとってより役立つものをめざしたつもりであり、本書がそのようなものとなっていれば幸いである。

令和6年3月

園 部 厚

## 推薦の辞

東京地方裁判所民事第2部部総括判事 秋山 壽延

少額、軽微な事件を簡易迅速に処理することを旨とする簡易裁判所において、とり分け督促手続が重要な機能を果たしている。このようなことから、平成4年7月に、全国の簡易裁判所において、債権者にとっても容易に督促手続が利用でき、他方、債務者にとっても送られてきた支払命令がどのような法的効果をもたらすのかを容易に理解できるよう、支払命令の申立書等のフォームの改善案が示されたと聞いている。しかし、法律の知識が十分ではない国民一般にとっては、数多い書式等の記載の仕方を理解していないこの制度も十分に活用ができない。

この度、園部厚君が多忙な執務の合間を縫って、民法研究会が発刊する「裁判事務手続講座」シリーズの第5巻の労作を出版された。

同君は、昭和61年に、書記官研修所を卒業（書記官研修所第1部第36期）され、裁判所書記官に任官、水戸地方裁判所で実務経験を重ね、本年4月より最高裁判所刑事局第1課に勤務する若き俊穎である。

本書は、督促手続、公示催告手続、借地非訟事件の申立てから手続の終了までを豊富な書式と記載例を中心としてより実践的な解説を試みている。また、昨年改訂された支払命令関係書式を織り込んだ唯一の書でもある。

司法書士の方々が関与する裁判事件においては、手形小切手訴訟と並んで支払命令に関する実務が最も多いと伺っている。本書は、その実務において貴重な文献となるものと確信する。また、司法書士の方々のみならず法的紛争の解決や未然防止の実務に携わる人々にとっても参考となろう。

ここに本書を、推薦する次第である。

平成5年6月

## 推薦の辞

日本司法書士会連合会 上野 義治  
裁判事務推進本部常任理事

司法書士の職務の一つである裁判事務については、日本司法書士会連合会が主導的な役目を担いながら、司法書士界をあげて会員の実務知識・対応能力の向上と事件の受託拡大に取り組んでいる。

司法書士が行う裁判事務の中でも、とりわけ支払命令の手続は、手形小切手訴訟と並んで最も取扱件数の多い事件といわれている。それは、一般の市民にとって最も典型的かつ紛争事例の多い賃金などからむトラブルのよき相談相手として、司法書士が不十分ながらもその役割を担っているからにほかならない。

昨年、全国の簡易裁判所では支払命令に関する書式の改訂が行われ、新しい書式を織り込んだ実践的な申立手続の手引書の刊行がのぞまれたところであり、本書の刊行はまことに時機を得たものである。

さらに、本書に収録されている公示催告手続や借地非訟手続についても、これからは、司法書士界にとっても国民の要請に応じて十全な対応が望まれていたところであり、その有用な手引書の刊行が待たれていた。

市民の身近な法律実務家としての職責をはたすため、司法書士の裁判事務の推進に本書が広く活用されることを願い、推薦する次第である。

平成5年6月

## はしがき

本書は、支払命令（督促手続）、公示催告手続、借地非訟事件手続の申立てから手続終了までの書式と理論について述べたものである。

平成4年7月1日から、全国の簡易裁判所で、支払命令の記載を見やすくわかりやすいものにするとともに、債務者に支払命令の意味や異議申立ての手続を理解してもらえるように工夫するという、支払命令手続の運用の改善が実施されることになった。また、「借地借家法」等が成立・公布され、借地権の内容および借地非訟事件の内容が一部変わり、同法等は平成4年8月1日から施行された。さらに、「民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律」が平成4年10月1日から施行され、裁判所公告の官報掲載料金が改定され平成5年4月1日申込分から実施された。このような時期に新しい理論と書式について書いた本書を刊行することができるのは、たいへん有意義なことであると思う。

私は、本書を執筆するにあたって、実務に必要なと思われる理論および書式はできるだけ本書の内容とし、申立てをする者および実務に携わる者にとって書いてほしいと思うような理論および書式は本書の内容に取り入れたつもりである。その意図が十分満たされたかどうかはわからないが、すこしでも申立てをする者および実務に携わる者のお役に立てば幸いである。

最後に、本書執筆にあたり御尽力いただいた古島正彦氏（前水戸地裁民事部主任書記官・現東京地裁執行官）および本書の監修にあたっていただいた東京簡裁訟廷管理官廣瀬子之助氏に感謝し、本書刊行にあたり御協力いただいた民事法研究会の田口信義氏および添田寿一氏に感謝する次第である。

平成5年6月1日

園 部 厚



## 第2章 共有に関する事件

### I 共有物の管理に係る裁判

#### 1 共有物の管理に係る裁判手続の概要

令和3年法律第24号による民法改正において、共有物に変更（共有物の形状または効用の著しい変更を伴わないものを除く）を加えるためには共有者全員の同意が必要であるとされ（民251条1項）、共有物の管理に関する事項（共有物の管理者の選任および解任（民252条の2第1項）および民法252条4項に規定する期間を超えない賃借権等の設定を含み、共有物の変更（その形状または効用の著しい変更を伴わないものを除く）（民251条1項）を除く）は各共有者の持分の価格に従いその過半数で決するとされた（民252条1項）。

これを前提に、共有物（数人で所有権以外の財産権を有する場合における当該財産権を含む（民264条））の共有者が、他の共有者を知ることができず、またはその所在を知ることができないときは、裁判所は、共有者の請求により、①当該他の共有者（所在等不明共有者）以外の他の共有者の同意を得て共有物に変更を加えることができる旨の裁判（民251条2項）、②所在等不明共有者以外の共有者の持分の価格に従い、その過半数で共有物の管理に関する事項を決することができる旨の裁判（民252条2項1号）を、それぞれすることができるとされた。また、③共有者が他の共有者に対し相当の期間を定めて共有物の管理に関する事項を決することについて賛否を明らかにすべき旨を催告した場合において、当該他の共有者（賛否不明共有者）がその期間内に賛否を明らかにしないときは、裁判所は、共有者の請求により、賛否不明共有者以外の共有者の持分の価格に従い、その過半数で共有物の管理に関する事項を決することができる旨の裁判をすることができるとされた（民252条2項2号）。

これらの裁判に係る事件は非訟事件であり、令和3年法律第24号による改

正後の非訟事件手続法85条に定めがあり、その他非訟事件手続法第2編「非訟事件の手続の通則」の規定（非訟40条を除く）が適用される（非訟89条）。

なお、共有物の共有者に、所在等不明共有者と賛否不明共有者がいる場合、所在等不明共有者がいる場合の共有物の管理の裁判の請求と賛否不明共有者がいる場合の共有物の管理の裁判の請求を1つの請求で行い、裁判所は、所在等不明共有者および賛否不明共有者以外の共有者の持分の価格の過半数により管理に関する事項を決定する裁判をすることができる（Q&A令和3年改正民法・不登法等94頁）。

## 2 所在等不明共有者がいる場合の共有物の変更または管理に係る裁判

### (1) 所在等不明共有者がいる場合の共有物の変更または管理に係る裁判事件の管轄

共有物の変更または管理に係る裁判に関する非訟事件は、当該共有物の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属し（非訟85条1項）、管轄の基準時は、申立時点である（非訟9条）。

### (2) 所在等不明共有者がいる場合の共有物の変更または管理に係る裁判の申立て

#### (ア) 所在等不明共有者がいる場合の共有物の変更または管理に係る裁判の請求権者

所在等不明共有者がいる場合の共有物の変更または管理に係る裁判の請求権者は、対象となる共有物について持分を有する共有者である（民251条2項、252条2項1号）。また、共有物の変更に係る裁判については、対象となる共有物の管理者も請求することができる（民252条の2第2項）。

#### (イ) 所在等不明共有者がいる場合の共有物の変更または管理に係る裁判の申立手続

##### (a) 書面による申立て

所在等不明共有者がいる場合の共有物の変更または管理に係る裁判の申立ては、書面によって行う（非訟43条1項、共有管理非訟規1条）。

## (b) 申立ての個数

この申立ては、所在等不明共有者の人数にかかわらず、申立ての対象となる共有物の数が申立ての単位となると考えられる。複数の共有物の変更または管理に係る裁判を申し立てる場合、申立てが同一の事実上および法律上の原因に基づくときは、1つの申立てにより行うことができると解される（非訟43条3項）。

## (c) 申立書の記載事項

申立書には、①事件の表示、②申立年月日、③裁判所の表示、④当事者の氏名または名称および住所並びに法定代理人・代表者の氏名および住所、⑤代理人の氏名および住所、⑥申立人または代理人の郵便番号および電話番号（ファクシミリ番号）、⑦申立ての趣旨および原因、⑧申立てを理由付ける事実、⑨申立てに係る共有物の表示、⑩申立てに係る共有物の共有者（申立人を除く）の氏名または名称および住所並びに法定代理人・代表者の氏名および住所、⑪申立てを理由付ける具体的事実ごとの証拠、⑫附属書類に表示を記載したうえで、申立人または代理人が記名押印する（非訟43条2項、共有管理非訟規5条）。

申立ての趣旨においては、請求の対象となる共有物の変更または共有物の管理に係る行為を具体的に記載する必要がある（対象となる行為の特定を欠く申立ては却下される（Q&A令和3年改正民法・不登法等73頁））。対象となる行為には、たとえば、土地を農地から宅地に造成すること、借地権の設定をすることなどは含まれるが、共有持分の譲渡や共有持分への抵当権設定など、共有者が共有持分を喪失することになる行為は含まれない（Q&A令和3年改正民法・不登法等73頁・74頁）。

申立てに係る共有物の共有者（申立人を除く）の氏名または名称および住所並びに法定代理人の氏名および住所（共有管理非訟規5条2項2号）が不明である場合には、判明した範囲で記載することになると考えられる。

## (d) 添付書類等

申立てを理由付ける事実についての証拠書類があるときは、その写しを添付する必要がある（非訟規37条3項）。

法定代理人または法人の代表者がいる場合には登記事項証明書を（非訟規

12条（民訴規15条）、代理人がいる場合には委任状を（非訟規16条）、それぞれ添付する必要がある。

申立てに係る共有物が不動産または不動産に関する所有権以外の財産権である場合には、不動産登記事項証明書を添付しなければならない（共有管理非訟規6条）。

また、裁判所は、申立人または申立てをしようとする者に対し、申立書や申立書に添付すべき書類のほか、申立てを理由付ける事実に関する資料（対象物の共有者が所在不明であることを示すための住民票や対象物の権利関係に関する資料等）その他手続の円滑な進行を図るために必要な資料の提出を求めることができる（共有管理非訟規2条）。

この申立てにおける申立手数料は、1000円である（民訴費3条1項別表第1・16イ）。

この申立てにおいては、決定の告知に要する郵便切手等、審問期日を開く場合の審問期日への呼出しに係る郵便切手等を予納する必要がある。また、官報公告費用（非訟85条2項、共有管理非訟規4条1項・7条）等を考慮した予納金を納める必要がある。

(e) 申立書の立件

所在等不明共有者がいる場合の共有物の変更または管理に係る裁判の申立書は、民事非訟事件として、「民事非訟事件簿」に記載され、立件される（受付分配通達第2・4別表第1・31。記録符号は「チ」である（符号規程））。

【書式39】 所在等不明共有者共有物管理（変更）決定申立書

所在等不明共有者共有物管理（変更）決定申立書

収入印紙

円

令和〇年〇月〇日

〇〇地方裁判所 御中

申立人代理人弁護士 ○ ○ ○ ○ 印

貼用印紙 円

予納郵券 円

第1 当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

第2 申立ての趣旨

管理

所在等不明共有者以外の共有者は、別紙共有物目録記載の共有物について、所在等不明共有者以外の共有者の持分の価格に従い、その過半数で別紙管理行為目録記載の行為をすることを決することができる

変更

申立人は、別紙共有物目録記載の共有物について、所在等不明共有者以外の共有者の同意を得て、別紙変更行為目録記載の行為をすることができる

との裁判を求める。

第3 共有物の表示

別紙共有物目録記載のとおり

第4 共有物の共有者（申立人を除く。）

別紙共有者目録記載のとおり

第5 申立ての原因（申立てを理由づける事実の記載※理由ごとに資料番号を付す。）

1 所在等不明共有者の所在等が不明となった経緯及びその探索状況等

(1) 所在等不明共有者の所在等が不明となった経緯

(2) 所在等不明共有者の探索状況等

共有物が不動産の場合

別添「所有者・共有者の探索等に関する報告書」のとおり

共有物が不動産以外の場合

所在等不明共有者の探索状況等は、以下のとおり

2 予定している管理（変更）行為の内容

別紙管理（変更）行為目録記載のとおり

3 本申立てに至った経緯・動機

4 よって、申立ての趣旨記載の裁判を求める。

添付書類

委任状（弁護士が代理人となる時）

資格証明書（法人の場合）

登記事項証明書（土地又は建物）

所有者・共有者の探索等に関する報告書（共有物が不動産の場合）

(別紙)

当事者目録

〒〇〇〇—〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

申立人 ○ ○ ○ ○

〒〇〇〇—〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号(送達場所)

上記代理人弁護士 ○ ○ ○ ○

電話番号

FAX番号

## [著者紹介]

### 園部 厚 (そのべ あつし)

#### ●著者略歴●

昭和61年3月最高裁判所書記官研修所一部修了  
最高裁判所刑事局、東京地方裁判所民事第21部主任書記官を歴任  
現在、東京簡易裁判所判事

#### ●主な著書および論文●

〔裁判事務手続講座〕民事法研究会

『書式 意思表示の公示送達・公示催告・証拠保全の実務〔第八版〕』、『書式 不動産執行の実務〔全訂12版〕』、『書式 債権・その他財産権・動産等執行の実務〔全訂15版〕』、『書式 支払督促の実務〔全訂11版〕』、『書式 代替執行・間接強制・意思表示擬制の実務〔第六版〕』、など

〔わかりやすい紛争解決シリーズ〕民事法研究会

『わかりやすい労働紛争解決の手引〔第2版〕』、『わかりやすい物損交通事故紛争解決の手引〔第3版〕』、『わかりやすい敷金等返還紛争解決の手引〔第2版〕』、『わかりやすい貸金・保証関係紛争解決の手引』、『わかりやすい消費者信用関係紛争解決の手引』、『わかりやすい不動産登記関係紛争解決の手引』

『〔三訂版〕不動産競売マニュアル（申立・売却準備編）』新日本法規、『三訂版不動産競売マニュアル（売却・配当手続編）』同、『民事執行の実務（上）・（下）〔改訂版〕』同、『執行関係訴訟の実務』青林書院、『身近な損害賠償関係訴訟—理論と裁判例』同、『交通事故物的損害の認定の実際〈理論と裁判例〉改訂版』同、『簡裁交通損害賠償訴訟実務マニュアル』同、『〔改訂版〕和解手続・条項論点整理ノート』新日本法規、『〔三訂版〕一般民事事件論点整理ノート』同、『簡裁民事訴訟マニュアル』日本評論社、『簡裁民事訴訟事件要件事実マニュアル〔第2版〕』民事法研究会、『実務解説 民事執行・保全〔第2版〕』同、など

（共著）「平成2年度主要民事判例解説」判例タイムズ762号、（共著）「承継執行文に関する若干の問題」書協会報117号、（共著）『債権執行の諸問題』判例タイムズ社、（共著）『不動産の競売手続ハンドブック〔改訂版〕』金融財政事情研究会、（共著）「供託先例判例百選〔第2版〕」別冊ジュリスト158号、など

## 書式 借地非訟・民事非訟の実務〔全訂六版〕

---

令和6年5月21日 第1刷発行

著者 園部 厚  
発行 株式会社 民事法研究会  
印刷 文唱堂印刷株式会社

---

発行所 株式会社 民事法研究会

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-7-16

〔営業〕TEL 03(5798)7257 FAX 03(5798)7258

〔編集〕TEL 03(5798)7277 FAX 03(5798)7278

<http://www.minjiho.com/> [info@minjiho.com](mailto:info@minjiho.com)

---